

大手消費者金融会社7社の
自主的な取組みについて

(アコム株式会社 木下社長提出)

各 位

消費者金融市場をより一層健全化するための自主的取り組みについて

平成 18 年 3 月 28 日

株式会社武富士
アコム株式会社
プロミス株式会社
アイフル株式会社
三洋信販株式会社
CFJ 株式会社

GE コンシューマー・ファイナンス株式会社

本リリース配布先：金融記者クラブ、兜倶楽部、東商記者クラブ、京都経済記者クラブ、福岡経済記者クラブ

消費者金融市場をより一層健全化するための自主的取り組みについて

このたび、株式会社武富士、アコム株式会社、プロミス株式会社、アイフル株式会社、三洋信販株式会社、CFJ 株式会社、GE コンシューマー・ファイナンス株式会社の 7 社は、消費者金融業界大手として、資金需要者に関わる諸問題に真正面から向き合い、健全な家計管理を支援することが喫緊の課題であるとの認識のもと、資金需要者のトラブルの「予防」、十分な「保護」、そして「救済」という観点から、以下の 3 項目の自主的取り組みについて合意し、これを実行することといたしました。

<自主的取り組み>

1. 健全な家計管理の支援
2. 安全な利用のための情報発信
3. セーフティネット構築に向けた取り組み

* 本件対応については各社の経営判断に基づき行われるもので、お互いに特段の拘束力を有するものではありません。

以 上

{背景}

現在、わが国の消費者金融市場における資金需要は従来以上に高まっています。平成 15 年の消費者信用産業の新規信用供与額は、日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計―平成 17 年版』によると 73 兆円で、これは民間最終消費支出(約 283 兆円)の約 4 分の 1 に当たり、そのうちの消費者金融市場における「消費者ローン」の融資残高は約 24 兆円となっています。こうした資金需要の規模を考えると、消費者金融業界の果たす役割と社会的責任は、より重いものと認識しております。これまで株式会社武富士、アコム株式会社、プロミス株式会社、アイフル株式会社、三洋信販株式会社の 5 社は、消費者金融市場の健全な発展を目的として、消費者金融連絡会の活動を通じて消費者の保護や利益を図りながら、消費者啓発、消費者教育、情報開示の諸活動を積極的に行ってまいりました。

【自主的取り組みの具体的な内容】

1. 健全な家計管理の支援

消費者金融会社は与信審査において、それぞれの申込者の属性や、収入状況、借り入れ状況に加えて、これまで培ってきたノウハウを加味し、判断を行ってまいりました。多重債務問題を検討する中で重要なこととして、利用者自らが債務状況と家計状況を把握・認識し、併せて、これが計画的であるかを内面に喚起していくことが必要と考えます。その取り組みとして、リボルビング取引における、より健全で計画的な返済を促すこと、また、利用者自身のセルフコントロールを支援する「消費行動診断サービス」と「家計管理診断サービス」の開発・導入を行うことといたしました。

また、これらの取り組みを連携させ、返済に不安がある利用者や、消費行動診断サービスを利用し注意を要する方には、家計管理診断サービスを案内し、家計収支表を作成することにより、返済にあたっての必要な相談を受ける仕組みを設け、多重債務の未然防止に努めてまいります。

また、1社だけでの対応では解決できない利用者には、第三者機関への案内を行い、早期解決を図っていただくことといたします。

(1) 消費行動診断サービスの開発・導入

利用者や一般の方が、消費行動や金銭感覚を自ら確認し、適切な利用の参考にすることを目的に、アンケート形式のチェックシートを開発し、導入します。

実施時期：平成18年7月（予定）

設置場所：7社の各支店窓口、ATMコーナー、自動契約機コーナー
※消費者金融連絡会のホームページからもダウンロード可能
とし、広く一般の方にも提供する予定です。

開発方法：心理学者や家計管理の専門家の監修を得て開発

開発協力団体：(社)金融財政事情研究会

対象：利用者、一般の方

診断結果：現在、以下のような区分を想定しています。

◇安全信号・計画的にやりくりを考えて行動出来るタイプ

◇注意信号・多少注意が必要なタイプ

◇危険信号・生活行動の改善が必要なタイプ

※診断結果により、(2)家計診断サービスを希望に応じて提供します。

(2) 家計管理診断サービスの開発・導入

返済に不安がある利用者や、審査の結果、融資をお断りした方などに案内し、家計の実態の把握と改善を促すための、記入形式の収支表を開発・導入し、診断結果や利用者の希望により 7 社のお客様相談窓口において、家計管理や返済に関する相談を受け付けます。また、利用者の状況に応じて、(財)日本クレジットカウンセリング協会、金銭管理カウンセリングサービス、各都道府県の貸金業協会相談窓口など、第三者機関もご紹介いたします。

実施時期：平成 18 年 7 月（予定）

設置場所：7 社の各支店窓口、ATM コーナー、自動契約機コーナー

開発方法：心理学者や家計管理の専門家の監修を得て開発

開発協力団体：(社)金融財政事情研究会

対象：利用者

その他：7 社のお客様相談窓口においては、統一の対応方法等を検討するとともに、各社カウンセリングスキルの向上や家計管理に関する従業員教育も進めてまいります。

(3) リボルビング取引における計画的な返済の促進

リボルビング取引の利便性を維持しながら、利用者に健全且つ計画的な返済を促していくことを目的に、以下の申し合わせを行うこととします。

1. 健全な返済計画の促進

利用者の収支状況から最適な返済計画を提示することとします。

- ・最長でも 5 年以内で返済できる計画を利用者に提示、説明する。

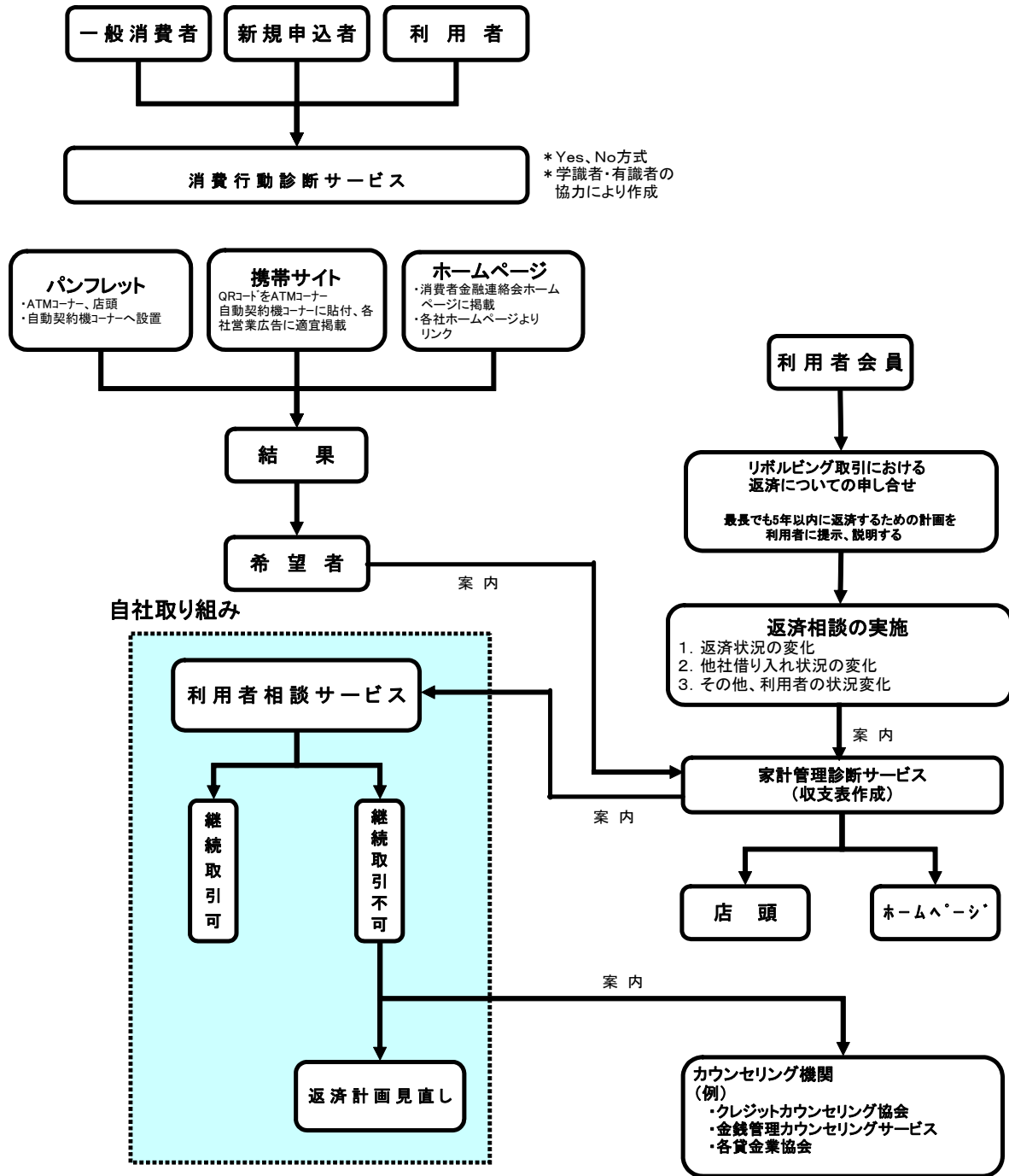
2. 取引状況に応じた返済相談の実施

以下に挙げる項目を踏まえ、各社において多重債務の未然防止のための返済相談を実施します。

- ・返済状況の変化
- ・他社借り入れ状況の変化
- ・その他、利用者の状況変化

この様な変化を捉え、先に掲げた「消費行動診断サービス」「家計管理診断サービス」を案内することとします。

健全な家計管理の支援(概念図)



2. 安全な利用のための情報発信

現在、我々の身の回りには様々なローン商品があり、それらを安全且つ便利に利用していくことは、豊かな生活を送る上での1つの手段となっております。

しかし、すべての利用者の方が、自らの家計状況（収支状況）を十分に把握した上で利用しているとも言えないのが現状です。

キャッシング・ローンを安全且つ安心してご利用頂くために、注意すべき点を、利用者のみならず、広く消費者の方々へ訴求することを目的として、以下の活動を行います。

(1) 借り過ぎ防止キャンペーンの実施

多重債務防止を目的とし、借り過ぎ防止をキーワード・コンセプトとした効果的なメディアミックスによるキャンペーンを展開いたします。

- | | |
|---|---|
| 概 | 要 |
|---|---|
- (A) 共同テレビCM
 - ・全国5エリア（東京、大阪、名古屋、北海道、福岡）でスポットCMによる集中放映を実施します。
 - (B) 共同新聞・雑誌広告
 - ・日刊紙、スポーツ紙、夕刊紙に広告を出稿します。
 - ・コミック誌等に広告を出稿します。
 - (C) 共通店頭用ポスター
 - ・テレビ、新聞・雑誌と連動した内容のポスターを制作して、7社の店頭で掲出します。
 - (D) 共通メッセージの発信
 - ・7社が全国5エリア（東京、大阪、名古屋、北海道、福岡）で放映しているテレビCM内で、借り過ぎ防止を呼びかける共通メッセージを発信します。

実施期間：平成18年6月から9月まで

(2) 啓発リーフレット（ご利用の手引き）の制作・配布

利用者や一般の方が、借入れをする前に、その借入れや、借入れ金額の妥当性について、自己チェックすることを中心に、利用に関する基本的な情報をまとめた啓発リーフレット（ご利用の手引き）を制作し、配布します。

制作方法：有識者による制作委員会を組織して内容を検討します。

制作委員： 渋谷 絢子 氏（全国消費生活相談員）

阿部 信太郎 氏（城西国際大学講師、内閣府消費者教育専門家派遣制度講師）

酒井 富士子 氏（経済ジャーナリスト、「日経ウーマン」「日経マネー」元編集長）

仕様：A4三つ折サイズ、12ページ、カラー印刷（予定）

発行時期：平成18年7月（予定）

配布方法：7社の各支店窓口、ATMコーナー、自動契約機コーナーに設置するとともに、消費者金融連絡会ホームページから申し込みを受け付け、広く一般に提供します。

(3) テレビ CM に関する新たな施策の実施 ※平成 18 年 3 月 17 日に発表済み

すでに発表の通り、各社で放映しているテレビ CM について、平成 18 年 4 月 1 日から以下の対応を行います。

午前 7 時から午前 9 時まで および午後 5 時から午後 10 時まで	原則としてテレビ CM の放映を行わない
午後 10 時から午前 0 時まで	1 放送エリア 1 社あたり月間 100 本を 上限とする

7 社では、その時々々の社会情勢や視聴者の声をはじめとした各方面からのご意見を踏まえながら、啓発文言の統一表示や放映時間帯において、すでに午後 5 時から午後 9 時まで、自主的にテレビ CM を控える取り組みを実施してまいりました。本施策は、それを更に強化するものです。

なお、本施策については、7 社に加えて、アットローン株式会社、株式会社モビット、株式会社 DC キャッシュワンの 3 社からも、本施策の趣旨に賛同を得ており、同様の対応を実施する予定です。

3. セーフティネット構築に向けた取り組み

これまで、消費者金融市場の健全な発展に欠かせない機能の一つとして、カウンセリング機関の拡充を含めたセーフティネットの早期構築が議論されてきました。

しかし、現状、専門機関としては、(財)日本クレジットカウンセリング協会が行っているのみであり、また、その拠点数も全国で3拠点到留まっております、全国的にはその機能が果たされていない状況にあります。

今回、7社は貸金業界の全国団体である、(社)全国貸金業協会連合会(貸金業規制法上で定められた団体)と協働し、これらセーフティネットの早期構築を喫緊の課題として取り組むものとしたしました。

◎セーフティネット早期構築のための団体設立

基金規模：年間50億円程度を今後5年間想定しております。

拠出者：(社)全国貸金業協会連合会と協働して、広く協賛を求めていく予定です。

団体名：未定

目的：

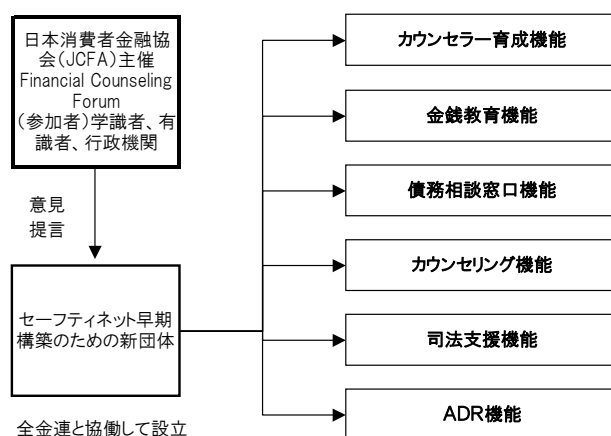
- ・多重債務者への適切なセーフティネットの早期構築のための支援
- ・多重債務を未然に防ぐための対応への支援
- ・金銭教育の推進・向上への支援
- ・カウンセラー育成への支援など

設立時期：平成18年9月(予定)

<助成先>

日本消費者金融協会(JCFA)が、日本におけるセーフティネットのあるべき姿を検討するため、平成16年10月に設置した、有識者の方々を中心に、行政関係者をオブザーバーとして迎えて開催している「フィナンシャル・カウンセリング・フォーラム」(FCF)からの意見を参考としながら、助成先について決定していく予定です。FCFでの議論の中間報告は、平成18年2月に発表されており、また最終的な提言についても、年内中に発表される予定です。

セーフティネット構築概要案



以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社武富士TEL	03 (3365) 8030
アコム株式会社TEL	03 (5533) 0861
プロミス株式会社TEL	03 (3213) 2545
アイフル株式会社TEL	03 (4503) 6050
三洋信販株式会社TEL	03 (5157) 3411
CFJ 株式会社TEL	03 (5462) 6703
GE コンシューマー・ファイナンス株式会社TEL	03 (5724) 6181